

享月 日 業庁 局

私の視点×4

公的年金に加入し、保険料を払い続けていれば、事故や病気で障害者となった場合には障害年金を受け取れる。だが、受給できるはずの障害年金の一部を、時効成立を理由に受け取れない人が多数いるのをご存じだろうか。



きど よしあき
木戸 義明

社会保険労務士
消費生活アドバイザー

だが、国が認定する障害の発生時点から5年を超えた後に障害年金を請求した場合、受給権があっても受け取れない「幻の障害年金」が生じてしまう。現在の制度運用では、障害年金の請求時点から5年前までの分の年金はさかのぼって支払われるが、それ以前の分は「請求権の時効が成立した」とされ、支払われないからだ。

現実には障害発生から受給手続きまでの期間が5年を超えるのは珍しくない。回復の可能性を信じ請求を遅らせる人、障害年金の制度自体を知らない人も多いからだ。「幻の障害年金」は特に、国民年金加入者に目立つ。

一定の年齢で受給資格が生じる老齢年金と異なり、障害年金は国が支給を認めた時に初めて、本人に受給権の発生時点が知らされる。それなのに、本人も知り得なかった受給権発生時から時効を計算するのはおかしいし、障害者を支える目的にも合わない。

この問題について昨年、名古屋高裁で画期的な判決が出た。「時効を理由に国が障害年金を支払わないのは不当」と訴えた統合失調症の女性の主張を認め、国が時効と見なしていた4年5カ月分の年金を支払うよう命じたのだ。

訴訟には私も原告の成年後見人として参加した。判決は「時効の起算点は、国が支給決定を本人に知らせた時とするのが妥当」とした。国は上告受理を申し立てているが、すぐに取り下げ、「幻の障害年金」が生じないように、判決通りに運用を改めるべきだ。

さらなる問題は、現時点で「幻の障害年金」がある人の救済をどうするか、ということだ。訴訟は多くの場合、現実的ではない。私は現在、社会保険の不服申し立てを受け付ける「社会保険審査制度」を活用し、「幻の障害年金」を受給に結びつけようとしている。粘り強く活動するつもりだ。と同時に、この問題への世間の注目が集まり、行政の姿勢を変えるきっかけとなることも願ってやまない。

幻の障害年金



派遣

解消へ時効の起算点改めよ

ケースが大半だ。60歳を過ぎてから次の仕事を求めるため、職業訓練校で異業種への道を歩み始めた人もある。高齢者には正規雇用の道が狭いため、派遣労働を選択するのである。幸い派遣先の理解と協力もあって、70

「派遣労働者」とひとくくりにする扱いを避け、高齢者にとって働く機会を閉ざすことにならないよう、ぜひ制限を緩和してほしい。そして高齢者が生き生きと仕事と生活を続けていける環境を整えてほしい。